

様式第 21（一般則第 37 条関係）

高 圧 ガ ス 販 売 事 業 届 書 一 般	× 整 理 番 号	この欄は未記載
	× 受 理 年 月 日	この欄は未記載
名 称（販売所の名称を含む。）	A B C ガス株式会社 札幌営業所	
事 務 所（本 社）所 在 地	札幌市中央区南 4 条西 1 0 丁目	
販 売 所 所 在 地	同上 (電話 0 1 1 - 1 1 9 - 1 1) 9 9	
販売をする高圧ガスの種類	酸素	

年 月 日
 窓口にて届出する日を記載

代表者 氏名 押印は不要

札 幌 市 長 様

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
 2 ×印の項は記載しないこと。

高圧ガス販売計画書

1 販売の目的

※該当するものに○をつけてください。

用 途		溶接溶断用		工業用燃料		冷凍・空調設備の冷媒ガス
	○	販売業者に卸売		医療用		スクーバ用空気
	その他具体的に					
販売区域	札幌市内 (例：札幌市○区の○○に対して販売) (例：札幌圏を中心に北海道内一円)					

2 販売するガスの種類

※該当するものに○をつけてください。

ガスの区分	ガスの名称	販売方法・最大貯蔵量
可燃性ガス		伝票・貯蔵量()
毒性ガス		伝票・貯蔵量()
可燃性・毒性ガス		伝票・貯蔵量()
特殊高圧ガス		伝票・貯蔵量()
不活性ガス・空気		伝票・貯蔵量()
酸素・混合・その他	酸素	伝票 貯蔵量(140 m ³)
貯 蔵 量	合 計 140 m ³ (kg)	

※「伝票」：容器置場を有せず、貯蔵しないで販売することをいう。

3 遵守事項

※該当するものに○をつけてください。

該当	内 容	備考
○	販売の方法に係る技術上の基準を遵守する。 (高圧ガス保安法第20条の6第1項)	別紙 (1)
○	販売先保安台帳を備える。 (高圧ガス保安法第20条の6第1項)	別紙 (2)
○	従業員に保安教育を実施し、実施結果を記録し保存する。 (高圧ガス保安法第27条第4項)	
○	容器授受記録簿を備え、2年間保存する。 (高圧ガス保安法第60条第1項) ※伝票販売・冷凍則を除く	別紙 (3)
	高圧ガスによる災害の発生の防止に関する文書(周知文書)を消費者に配布し、帳簿に記載し、2年間保存する。(高圧ガス保安法第20条の5第1項)	
○	高圧ガス販売主任者届を提出する。【資格の種類：第一種販売主任者】 (高圧ガス保安法第28条)	別様式にて別途届出が必要
○	貯蔵に係る技術上の基準を遵守する。↓様式不問 (高圧ガス保安法第15条第1項) ※貯蔵庫の位置及び構造の図面を添付	別紙 ()
	移動に係る技術上の基準を遵守する。 (高圧ガス保安法第23条第1項及び第2項)	移動が伴わない場合、当該事項は「非該当」

添付する別紙の番号を記載

※「別紙()」：関係する技術上の基準、様式又は図面等を添付する。

4 販売経路 (例：○○会社 → 当事業者 → ○○販売店)

SS商事 → 当社 → XYZ販売店

5 販売担当者

担 当 者	所 属		氏 名	
	電 話	実情に併せて記載	F A X	実情に併せて記載

高圧ガス保安法第20条の6第1項の経済産業省令で定める技術上の基準

※該当する【 】に○を記入してください。

【 ○ 】一般高圧ガス保安規則第40条について遵守します。

- (1) 引渡し先の保安状況を明記した台帳を備える。
- (2) 容器の引渡しは、外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、当該ガスが漏えいしていないものをもってする。

※圧縮天然ガスを販売する場合の遵守事項は上記に加え別途。

【 】液化石油ガス保安規則第41条について遵守します。

- (1) 引渡し先の保安状況を明記した台帳を備える。
- (2) 容器の引渡しは、外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、液化石油ガスが漏えいしていないものをもってする。
- (3) 容器の引渡しは、法第48条の期間を6月以上経過していないものであり、かつ、その旨を明示したものをもってする。
- (4) 液化石油ガスを燃料（工業用燃料を除く。）の用に供する消費者に販売する場合は、当該消費設備について、次に掲げる基準に適合していることを確認した後にする。
 - ア 容器を置く位置から2m以内にある火気をさえぎる措置を講じ、屋外に置く。
 - イ 容器は、湿気、水滴等による腐食を防止する措置を講ずる。
 - ウ 容器は、常に温度40度以下に保つ。
 - エ 容器は、転落、転倒等による衝撃を防止する措置を講ずる。
 - オ 容器と閉止弁との間には、高圧側の耐圧性能及び気密性能が2.6MPa以上の圧力で行う耐圧試験及び1.6MPa以上の圧力で行う気密試験に合格する調整器を設ける。
 - カ 配管には、容器と調整器との間は2.6MPa以上の圧力、調整器と閉止弁との間は0.8MPa（調整器に接続する長さ0.3m（屋外に設置した風呂がまに用いるものは、2m）未満のものは、0.2MPa）以上の圧力で行う耐圧試験又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験に合格する管を使用する。
 - キ 硬質管以外の管と硬質管又は調整器とを接続するときは、その部分をホースバンドで締め付ける又は継手を用いることにより確実に行う。
- (5) 液化石油ガスを燃料の用に供する消費者に販売する場合は、配管の気密試験のための器具又は設備を備える。

【 】冷凍保安規則第27条について遵守します。

- (1) 冷媒設備の引渡しは、外面にその強さを弱める腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、冷媒ガスが漏えいしていないものをもってする。
- (2) 冷凍設備には転落、転倒等による衝撃を防止する措置を講じ、粗暴な取扱いをしない。
- (3) 高圧ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳を備える。

別紙（２）～（３）は、様式例ですので、活用下さい。（届出時に添付して下さい）
独自に作成される場合は、それらを届出時に添付して下さい。

別紙（２）

一般高圧ガス引渡先保安台帳

No.

担当保安責任者（販売主任者）

引 渡 先	名 称						
	所 在 地	(Tel.)					
	消費・引渡先						
直 接 の 消 費 者	取扱責任者						
	ガスの種類	消費の方法・使用の状態等					
		単 瓶	配 管				その他の 消費方法 又は消費の 目的
			単瓶の集合	結 束 瓶	移動式液瓶	固定式液瓶	
	摘要						
	販 売 業 者	販売事業届出（許可）		年 月 日 第 号			
販 売 主 任 者							
ガスの区分		特殊	可燃性	毒性	酸素	その他	
引渡すガスの種類							
販売責任者							
容器置場		面 積					
		完 成 検 査					
		略図は別添のとおり					
摘要							
年 月 日		保 安 記 録					
・ ・							
・ ・							
・ ・							
・ ・							

注）この台帳は、一般高圧ガス保安規則第４０条第１号等に基づき販売事業者が作成し、取引の継続中は保管しなければならない。

(小売業者用)

No.	液化石油ガス消費先保安台帳		
消 費 先 名 称			
住 所			
容 器 kg × 本 切替装置（自動・手動・無）	設置場所 屋 外（収納覆 有・無）、（上部覆 有・無） 屋 内 ・理由～ ・場所～		
配管工事者氏名		保安責任者名	
用 途			
配 管 容 器－調整器 （ 高圧管 ・ ゴム管 cm ） 調整器－閉止弁 （ 鋼 管 cm ・ ガス管 cm ）	配管図		

(卸売業者用)

No.	液化石油ガス販売先保安台帳		
販売先名称		所在地	
販売先届出年月日			
販売先販売主任者氏名	第 種		
販売先兼業内容			
販売先業種	卸売、 小売		
容器設置略図 面積: m ²			

注) 仕入れ先名称及び販売先名称は伝票上の仕入れ先及び販売先を記入する。